

陽性判定から療養終了までの流れ

病院や保健所・検査センターでの検査結果

陽性判定の連絡



健康観察が必要な期間

★新型コロナウイルス陽性と診断した病院・検査センター等から、保健所に届け出があります★
届け出の内容を元に、重症化リスクが高い方を最優先に対応させていただいております

【以下に当てはまる方が、重症化リスクが高いとされる方です】

65歳以上の方、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、高血圧、糖尿病、脂質異常症、妊娠、免疫不全、肥満（BMI30以上）

※その他の情報もあわせて、総合的に判断いたします。

重症化するリスクが低い方

自宅療養

毎日ご自身での健康観察をお願いいたします。


※パルスオキシメーターは県から貸与いたします。

・急な体調の悪化などを感じた場合は、診療を受けられた医療機関か、同封の「新型コロナ自宅療養者等に対する往診、電話診療を用いた診療、オンライン診療システムを用いた診療にかかる医療機関リスト」に記載されている医療機関にご相談ください。

・医療機関と連絡がつかない場合は**看護師が対応する陽性者ご本人からの専用相談窓口(24時間)**にご連絡ください。（※奈良市を除く。）

TEL:0742-85-1933

FAX:0742-33-3717

買い物代行等のサービスについては、お住まいの市町村へご相談ください。

重症化するリスクが高い方

保健所からの電話連絡



基本情報（生年月日、職業、家族構成、基礎疾患 など）、体調、症状の経過（いつからどんな症状があるか）などをうかがいます。

これらの情報をふまえて、入院の必要性や療養先の判断をいたします。

療養先の決定

入所（ホテル療養）

保健所から 入所先の連絡

※ホテル療養にかかる費用については、自己負担はありません。

入院

保健所から 入院先の連絡

※入院にかかる医療費については、感染急拡大期における当面の間は、全員自己負担なしの扱いとなりますので手続きの必要はありません。ただし、新型コロナウイルス感染症に直接関係がない費用（寝衣、おむつ代、個室使用料、新型コロナウイルス以外の医療行為にかかる費用等）についてはお支払いが生じます。

★療養終了の基準★

発症日から7日経過・かつ症状が軽快後24時間経過

（無症状の方は検体採取日から7日経過）

※医療機関や保健所の判断、法律の改正により別の規定となる場合があります。

療養終了

（通常の生活）

退所

（通常の生活）

★療養終了の基準★

発症日から10日間経過・かつ
症状軽快後72時間経過

退院

（通常の生活）